

平成27年 第2回

渡島西部広域事務組合議会

定例会 会議録

平成27年9月7日 開会

平成27年9月7日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合議会議長 溝 部 幸 基

目 次

平成27年9月7日（月曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	2 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出 席 説 明 員	2 頁
○職務のため議場に参加した議会事務局職員	2 頁
○開 会（副 議 長）	3 頁
○新議員の紹介・あいさつ	3 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○議事日程・諸般の報告	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第2 選挙第1号 議長選挙	4 頁
○日程第3 会期の決定	4 頁
○日程第4 議席の指定	5 頁
○日程第5 管理者職務代理者の行政報告	5 頁
○日程第6 認定第1号 平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定につ いて	7 頁
○日程第7 議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	13 頁
○日程第8 議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について ..	15 頁
○日程第9 議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	16 頁
○日程第10 議案第4号 消防救急デジタル無線整備工事（消防本部、松前、知内、木古内 消防署）請負契約の議決変更について	17 頁
○日程第11 議案第5号 平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号） ..	19 頁
○日程第12 閉会中の継続調査の申し出について	24 頁
○日程第13 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	24 頁
○閉 会 の 議 決	24 頁
○閉 会 宣 告	25 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	北海道市町村総合事務組合格約の一部変更について	9月7日	原案可決
2	北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更について	9月7日	原案可決
3	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部変更について	9月7日	原案可決
4	消防救急デジタル無線整備工事（消防本部、松前、知内、木古内消防署）請負契約の議決変更について	9月7日	原案可決
5	平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）	9月7日	原案可決
認定 1	平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	9月7日	原案認定
	閉会中の継続調査の申し出について	9月7日	承認
	閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	9月7日	承認

平成27年 第2回

渡島西部広域事務組合議会定例会

平成27年9月7日（月曜日）第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 選挙第1号 議長選挙
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議席の指定
 - 日程第5 管理者職務代理者の行政報告
 - 日程第6 認定第1号 平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第7 議案第1号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部変更について
 - 日程第8 議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部変更について
 - 日程第9 議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部変更について
 - 日程第10 議案第4号 消防救急デジタル無線整備工事（消防本部、松前、知内、木古内消防署）
請負契約の議決変更について
 - 日程第11 議案第5号 平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第12 閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第13 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 選挙第1号 議長選挙
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議席の指定
 - 日程第5 管理者職務代理者の行政報告
 - 日程第6 認定第1号 平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第7 議案第1号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部変更について
 - 日程第8 議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部変更について
 - 日程第9 議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部変更について
 - 日程第10 議案第4号 消防救急デジタル無線整備工事（消防本部、松前、知内、木古内消防署）
請負契約の議決変更について
 - 日程第11 議案第5号 平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第12 閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第13 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について
-

◎出席議員（12名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11番	又地 信也（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	堺 繁光（松前町）
	3番	手塚 昌宏（木古内町）		4番	福島 克彦（木古内町）
	5番	吉田 峰一（知内町）		6番	花田 勇（福島町）
	7番	谷口 康之（知内町）		8番	西村 健一（松前町）
	9番	伊藤 政博（知内町）		10番	伊藤 幸司（松前町）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

副 管 理 者	横 内 俊 悦	参 与	石 山 英 雄
参 与	大 野 幸 孝	幹 事	若 佐 智 弘
幹 事	網 野 眞	幹 事	大 野 泰
監 査 委 員	本 庄 屋 誠	会 計 管 理 者	近 藤 勝 弘
事 務 局 長	坂 口 稔	消 防 長	高 田 豊
衛 生 セ ン タ ー 長	田 中 一 郎	松 前 消 防 署 長	住 吉 政 美
福 島 消 防 署 長	中 島 昌 彦	知 内 消 防 署 長	浅 部 正
木 古 内 消 防 署 長	澤 口 秀 喜	消 防 本 部 次 長	祐 川 正

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

次 長	西 田 啓 晃	書 記	梅 岡 忍
書 記	鳴 海 千 草		

◎開会（副議長）

○副議長（又地信也） 本日はご苦労様です。

本定例会は、9月1日以降、当組合の議会議長が欠員となっており、議長が選出されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長において、議長の職務を行いますのでよろしくお願い申し上げます。

◎新議員の紹介・あいさつ

○副議長（又地信也） 日程に入る前に先般行われました、福島町議会議員選挙において、当組合議会議員が選出されたところであります。

まず各議員をご紹介します、申し出がありますので挨拶を行います。最初に佐藤孝男議員。

○仮1番（佐藤孝男） このたび福島町議会から再度推薦されました、佐藤孝男です。よろしくお願い致します。

○副議長（又地信也） 次に、同じく花田勇議員。

○仮6番（花田勇） どうも、この度福島町議会から推薦されまして、初めてこの広域に席を置くことになりました。どうぞご指導のよろしくお願い致します。

○副議長（又地信也） 同じく溝部幸基議員。

○仮12番（溝部幸基） 溝部です。引き続きよろしくお願い致します。

○副議長（又地信也） 以上で、新議員の紹介並びに挨拶を終わります。

◎開会・開議宣告

○副議長（又地信也） ただいまの出席議員は12名で議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、平成27年第2回定例会を開会致します。

◎議事日程・諸般の報告

○副議長（又地信也） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、諸般の報告も既に印刷の上、皆様のお手元に配付のとおりですのでご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（又地信也） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定に基づき、5番吉田峰一議員、7番谷口康之議員、以上2名を指名致します。

◎選挙第1号議長選挙

○副議長（又地信也） 日程第2 選挙第1号、議長選挙を行います。

お諮り致します。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○副議長（又地信也） ご異議なしと認め、指名推薦とすることに決定致しました。

お諮り致します。指名は、副議長が行うこととして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○副議長（又地信也） 異議なしと認めます。よって副議長において指名することに決定致しました。

それでは、議長に溝部幸基議員を指名致します。

お諮り致します。ただ今副議長が指名致しました、溝部幸基議員を議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○副議長（又地信也） 異議なしと認め、溝部幸基議員が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました、溝部幸基議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を致します。

◎議長当選あいさつ

○副議長（又地信也） ただ今、議長に当選されました溝部幸基議員より発言を求められておりますので、これを許します。溝部幸基議長。

○議長（溝部幸基） 就任に当たりまして、一言ご挨拶を述べさせていただきます。只今は皆様方の暖かい賛意を頂きまことに有難うございました。皆様方のご支援を引き続き頂きながら、誠心誠意議会運営に務めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げ、簡単措辞ではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

○副議長（又地信也） 以上をもちまして、私の職務はすべて終了致しました。どうもご協力有難うございました。

暫時休憩を致します。

（休憩 午後2時04分）

（再開 午後2時05分）

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

又地副議長には大変ご苦労様でした。引き続き、議事を進めて参りますのでよろしくお願い致します。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基） 日程第3 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。

◎議席の指定

○議長(溝部幸基) 日程第4 議席の指定を行います。今回新たに選出された議員の議席に関しては、会議条例第5条の規定により、佐藤孝男議員を1番に、花田勇議員を6番に、溝部幸基議長を12番の席順に指定致します。

暫時休憩を致します。

(休憩 午後2時06分)

(再開 午後2時07分)

○議長(溝部幸基) 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎管理者職務代理者の行政報告

○議長(溝部幸基) 日程第5 管理者職務代理者より申し出がありますので、行政報告を行います。
横内俊悦副管理者。

○管理者職務代理者(横内俊悦) 行政報告をする前に、本日開催されます第2回定例議会の対応について説明をさせて頂きたいと思えます。

議員各位もご承知のとおり、7月9日に福島町長である佐藤管理者が事前収賄容疑で逮捕・起訴されたことに伴い、7月13日から管理者職務代理者での対処をしておりますが、佐藤管理者が8月15日午前0時をもって、福島町長職を失職しましたので、新たに管理者が決まるまでの期間、引き続き管理者職務代理者として対応させて頂きますことをご了承願います。

いずれにしても、管理者が逮捕されてから現在に至るまで、長期間にわたり管理者が不在となる事態となり、議員の皆様にも大変なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

それでは平成27年第2回定例議会の開催にあたりまして行政報告を申し上げます。

なお、この間の組合関係の諸行事等の報告については、別に印刷の上、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

最初に9月1日開催の福島町議会におきまして、当組合議会議員として、佐藤孝男氏・花田勇氏・溝部幸基氏が選出された旨通知がありました。

各議員には当組合の運営に対しまして、より一層のご理解とご指導賜りますようお願い申し上げます。

次に平成26年度一般会計歳入歳出決算についてご報告申し上げます。当組合の決算は、歳入20億9,308万8,952円、歳出20億7,242万775円であり、差引き2,066万8,177円が平成27年度へ繰り越しとなりました。

決算の内容につきましては、本定例会で認定に付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

職員の採用及び再任用について、平成28年度採用の衛生センター職員1名を9月1日から募集しております。

なお、廃棄物処理施設技術管理者の資格を所持し、構成町に居住する方を対象としております。

また、平成27年度末の退職者で再任用の対象となる消防職員4名及び衛生センター職員1名に意向調査を実施したところ、全員より再採用の希望があり面接の結果、平成28年度の採用を予定しております。

ホームページの開設について、8月1日から当組合のホームページを開設しており、例規集、会議録、議会録画の映像、衛生施設の紹介や消防関係の各種申請・届出様式等を掲載しており、今後は当組合が行う職員の募集や行事等に関する情報を随時公開してまいります。

衛生関係について、各衛生処理施設の稼働状況については、各施設とも順調に稼働しており、今後とも管理運営に万全を期して参ります。

なお、各施設の取扱量について平成26年度の実績は、対前年度比、し尿が4.3%、リサイクル関係が13.6%、最終処分場が7.2%それぞれ減少しております。

汚泥再生処理施設での肥料の生産及び配布は今年8月で1年を経過、順調に推移しており、これまで7,450袋の申込みを頂き5,720袋を配布しておりますが、現在は申込みから配付まで約4ヶ月待ちの状態となっております。

また、4月1日から始まりました、小型家電リサイクル法に基づく引渡しについては、7月末現在で約25,916kg、月平均約6,480kgとなっております。

消防防関係について、平成27、28年度救急救命士、一般消防職員計4名の採用に、救急救命士取得者1名、救急救命士取得見込み者1名、高校卒19名、計21名の申込みがあり、8月22日に1次試験を実施した結果、18名の合格者があり、9月上旬に二次試験を実施する予定で進めております。

なお、松前消防団長より7月31日を以って辞職したい旨の届けがあり、8月1日付けで副団長の金子宏之氏を新団長に発令しております。

火災の発生状況について、2月から8月までの火災の発生状況及び救急出動状況につきましては、別紙のとおり配付しておりますのでご参照願います。

車両転落事故について、7月21日木古内町釜谷漁港内で車両が転落する事故が発生し、自力で脱出したため軽傷でしたが、市立函館病院へ搬送しております。なお、原因については運転操作の誤りによるものです。

交通事故について、9月6日木古内町釜谷地区で車両の単独事故が発生し、4名が負傷したことに伴い、知内消防署及び木古内消防署の救急自動車が出動し、木古内町及び函館の病院へ搬送されましたが、いずれも命に別状はありませんでした。

行方不明者の捜索について、8月13日松前町で77歳男性が自宅を出たまま帰宅しないことから、14日松前町役場から松前消防署に捜索依頼があり、14日から16日までの3日間、消防、警察、役場職員延べ128人で松前町全域を捜索しましたが、発見には至りませんでした。なお、17日以降については松前警察署で継続して捜索しております。

各種事業の進捗状況について、衛生関係では、旧し尿処理施設の解体が8月末の段階で80%程度の進捗状況となっております。

また、ストックヤードの建設計画については、12月議会後に特別委員会を開催頂き、詳細を説明のう

え、来年2月に建築確認申請を行う予定で進めております。

消防関係では、7月4日臨時議会で議決されました福島消防署災害対応特殊救急自動車購入について、同日に本契約を締結し発注しております。

なお、6月4日本契約を締結した消防救急デジタル無線整備工事において、知内町小谷石基地局に設置する発電機で停電時、同基地局と矢越山荘への電力供給を予定していましたが、町において矢越山荘に非常用発電機を整備することとなったため、発電容量構成を見直し、さらに、松前消防署の大沢地区のサイレン吹鳴子局の設置場所を変更することに伴い、再度免許申請に係る費用等が発生するため、設計変更により対応すべく、契約金額の変更議決を今定例会に提出しております。

今般の定例会に提案申し上げます案件は、北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、北海道市町村職員退職手当組合などの規約の変更、消防救急デジタル無線整備工事(消防本部、松前、知内、木古内消防署)請負契約の議決変更及び平成27年度一般会計補正予算並びに平成26年度一般会計決算認定の計6件であります。

後程担当者から詳しく説明をさせますので、何卒ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

○議長（溝部幸基） 行政報告を終わります。

◎認定第1号 平成26年度渡島西部広域事務組合 一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（溝部幸基） 日程第6 認定第1号平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

なお、地方自治法第233条第5項及び同法第241条第5項の規定による書類も提出されておりますので、これらも含めて審査致します。お諮り致します。

監査委員の審査意見につきましては、説明を省略致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

ご異議なしと認め、そのように進めて参ります。これより監査委員の審査意見に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

質疑なしと認め、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に、提案理由並びに決算内容の説明、併せて実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） それでは、説明の前に、皆様の方に事前に送付しております議案等について確認をさせて頂きたいと思っております。お手元に白い表紙の定例会議案と説明資料及び厚めになっております一般会計歳入歳出決算書、最後に青い表紙の決算説明書、この4冊をもって説明したいと思います。

それではまず、定例会議案をご用意願います。定例会議案の一番最後の25頁をお開き願います。

認定第1号 平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決

算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成27年9月7日提出 渡島西部広域事務組合管理者職務代理者副管理者。

これは地方自治法第233条第1項の規定により、決算書類が6月1日付けで出納機関から管理者に提出されまして、7月1日付けで管理者が同法同条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付したところ
です。

白い表紙の別冊の決算書1ページにありますように、監査委員から7月28日付けで管理者職務代理者副管理者に対しまして審査意見書が提出され、これに基づき同法同条第3項の規定により関係書類を提出し、議会の認定に付するものです。

それでは決算の内容についてですが、決算書と別に配付しております、青色の表紙の決算説明書を使い説明しますので、お手元にご用意願います。青い表紙の1頁でございます。

平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算説明書。平成26年度における当組合の決算については、議会の認定に付するため、別途提出したところですが、この説明書は地方自治法第233条第5項の規定に基づき、決算書に併せて提出するものです。先ほど管理者職務代理者副管理者の行政報告でも申し上げましたが、中ほどでございます、歳入決算額20億9,308万8,952円歳出決算額20億7,242万775円歳入歳出差引額が2,066万8,177円で、これを平成27年度へ繰越しするものでございます。なお、下の決算の業務別内訳は、決算の内訳を衛生関係と消防関係に区分して記載しており、詳細は13ページの決算精算表で説明しますので、ご参照願います。それでは、次の2頁をお開き願います。

先程申し上げました、歳入の款別歳入決算額の状況でございますが、左から3列目の調定額の欄の一番下の合計20億9,308万8,952円に対し、収入済額も同額でございます。収入割合は調定額に対して100%となっております。

款1の分担金及び負担金は3頁でも説明しますが、収入済額が歳入全体の決算構成割合の81.3%を占めており、以下国庫支出金が10%、使用料及び手数料の5.9%が主なものとなっております。次の3頁です。

(1)は組合負担金の状況ですが、衛生関係分は中段の小計で3億5,200万9,000円、消防関係分の小計が13億5,072万4,000円となっております、負担金の合計額が一番下の右側になりますが17億273万3,000円となり、衛生関係分これを負担金全体の割合にすると衛生分が20.7%、消防関係分が79.3%となっております。なお、負担金の根拠は組合例規集の36頁に記載されており、また構成町別の負担率算出基準は後程16頁で説明をします。次に4頁をお開き願います。

(2)の組合手数料の状況ですが、左から4列目の収入済額でし尿処理手数料から消防手数料までの合計が1億2,292万412円です。手数料の収入済額の大部分が、一番上のし尿処理手数料で、収入済額が1億405万860円で、決算額構成比の84.6%を占めております。その下の浄化槽汚泥処理手数料は、収入済額が979万2,000円で8%となっております。

なお、一番下の(3)組合債の状況ですが、平成26年度の借り入れはありませんでした。次の5頁です。

歳出の款別歳出決算額は20億7,242万775円で、対予算現額に対し97%の執行率となっております。

不用額が6,441万4,225円で、中段4の消防費で6,077万1,551円の不用額が主なもので、その内容は消防救急デジタル無線整備事業費での繰越明許費に係る入札執行残が5,462万1,714円となり、そのほか消防署費の職員手当や旅費や消防団費の費用弁償に係る旅費等の不用額で614万9,837円が主なものです。

なお、白い表紙の別冊の決算書9頁以降の事項別明細書に詳細が記載されておりますので参考に願います。次に6頁をお開き願います。

(1)性質別経費の状況ですが、これは前年度対比で増減を示したものです。横の欄は性質別に人件費から

積立金まで、縦の欄は款別で議会費から諸支出金まで前年度対比となっており、それぞれの金額と比率を示しております。なお、下の段の平成 26 年度の性質別構成比では、人件費が 12.1%の増と物件費で 7.9%の増ですが、汚泥再生処理センター建設が完了したことに伴い建設事業費で 21.7%の減となっております。

また、右端の款別の前年度との比較では、衛生費が先ほど説明した汚泥再生処理センター建設工事が完了したことに伴い 80.7%の減、総務費では退職手当組合精算費の減により 64.4%の減となっております。消防費については消防救急デジタル無線の整備費等により 66%の増となっております。次に 7 頁をお願いします。

(2) 款及び節別支出一覧表ですが、支出の内訳を横の欄は款別で議会費から諸支出金まで、縦の欄は 1 節報酬から 28 節繰出金まで、それぞれ款別に示したものです。

なお、平成 26 年度については、15 節工事請負費が 5 億 7,249 万 3,306 円で支出全体の 27.6%、また 2 節給料が 3 億 5,833 万 7,952 円で 17.3%、3 節職員手当等が 2 億 3,462 万 3,593 円で 11.3%など、1 節報酬から 4 節共済費までの人件費の合計額が 8 億 872 万 8,692 円で全体の約 40%を占めております。次に 8 頁をお開き願います。

(3) 普通建設事業費の状況ですが、当組合が平成 26 年度に実施した事業を一覧表にしたもので、衛生センターから木古内消防署まで件数で 27 件、事業費の合計が 7 億 1,605 万 7,885 円です。これらの財源の内訳では国道支出金の補助金が 2 億 917 万 4,000 円で、9 頁の※ 1 の社会資本整備総合交付金事業が衛生センターの旧し尿処理施設アスベスト処理工事ほか 2 件、※ 2 の消防救急デジタル無線整備事業が消防本部の共通波整備事業、無線システム普及支援事業は福島消防署の共通波、活動波一式整備に係るものです。

また、財源内訳のその他の欄は衛生センター関係事業の整備基金を支消しての事業で、木古内消防署分は補償金での事業となっております。国、道からの街路事業に係る補償金です。残りの事業費は一般財源での対応となっております。次の 10 頁をお開き願います。

先ほど人件費のところでも説明しましたが、(4) 職員等給与費の状況ですが、これは平成 26 年度において支払いました 116 人分で、科目欄では横に事務局費から木古内消防署費まで、区分欄では給料から共済費等で、事務局 4 名、し尿処理 3 名、ごみ再生処理 2 名、最終処分場 1 名、消防本部 3 名、松前消防署 3 4 名、福島消防署 2 2 名、知内消防署 2 2 名、木古内消防署 2 5 名の内訳で右下の合計 7 億 9,716 万 3,290 円を支出したものです。11 頁をお願いします。

その他の参考資料でございますが、(1) の組合債未償還元金現在高でございます。これは平成 25 年度末の現在高 13 億 3,079 万 3,900 円に、平成 26 年度の起債額、平成 26 年度は起債を起しておりません。そして平成 26 年度の償還額 7,378 万 7,158 円を差し引き、平成 26 年度末の現在高は一番下の合計額 12 億 5,700 万 6,742 円が未償還元金となるものです。また、右端に参考として、平成 26 年度の支払い利子額を記載しておりますので参考に願います。次の 12 頁をお開き願います。

(2) 組合債未償還元利償還表です。これは先ほど 11 頁で申し上げました平成 26 年度末現在高 12 億 5,700 万 6,742 円の内訳として、衛生関係分が小計欄にもありますが 12 億 4,489 万 8,742 円と消防関係分の 1,210 万 8,000 円を、また、内訳を構成町ごとに残高として示した表になります。なお右端の合計欄で、現在計算されております償還表上の利子額 5,482 万 6,177 円を加えた合計額は 13 億 1,183 万 2,919 円となるものです。次の 13 頁をお願いします。

(3) 平成 26 年度一般会計決算精算表ですが、これは 1 頁で歳入歳出差引額として説明しました繰越額の精算分で、還付金と基金に積み立てる金額を表で示したものです。

A が衛生部門、B が消防部門で、C 欄は消防部門の繰越明許費分、その下の D 欄が歳入歳出差引の合計額で繰越額は 2,066 万 8,177 円となっております。

なお、このうち衛生部門の繰越額 519 万 457 円を基金積立金として、下から 2 段目(A)欄の松前町 174 万 2,007 円、福島町 135 万 3,935 円、知内町 104 万 9,496 円、木古内町 104 万 5,019 円を平成 26 年度に基金として積み立てするものです。

また、決算還付金ですが消防部門の不用額で、この繰越金は従来から全額構成町に精算還付をするもので、一番下の(B)欄で、Bの消防部門とC欄の繰越明許分を合わせたもので松前町 530 万 8,365 円、福島町 241 万 3,198 円、知内町 448 万 2,047 円、木古内町 327 万 4,110 円、合計で 1,547 万 7,720 円を構成町に還付するものです。この精算還付金については、後ほど補正予算の中でも説明をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

次に下の表は参考として、構成町の平成 25 年度末の基金の現在高と平成 26 年度に支消した取崩額を差引き、次の積立額をプラスしたものが平成 26 年度末現在高 1 億 2,644 万 1,242 円となります。その下に平成 27 年度積立予定額として、内訳で衛生部門の繰越額 519 万 457 円、平成 27 年度の予算で計上している利子配当金、汚泥処理手数料、地方交付税をそれぞれ合わせますと 2,596 万 7,941 円を積立て、一番下の右側合計 1 億 5,240 万 9,183 円が平成 27 年度末の見込み額となるものです。

なお、その構成町ごとの内訳は松前町 5,262 万 3,458 円、福島町 5,358 万 1,171 円、知内町 2,398 万 3,531 円、木古内町 2,222 万 1,023 円となります。次の 14 頁をお開き願います。

(4)の基金積立内訳は、先ほどの 13 頁で参考の平成 26 年度末の基金の残高として説明したものの内訳でございますのでご参照に願います。

②は、石油貯蔵施設立地対策等交付金基金で平成 25 年度より積み立てしているもので、211 万 8,000 円に平成 26 年度の積立額の道支出金 199 万 9,000 円と利子配当額 2,647 円を積み立て 411 万 9,647 円、これは全額木古内町分の基金です。次の 15 頁をお願いします。

(5)の衛生関係の資料で、衛生センター施設での処理実績の対前年度比の内訳です。まず、浄化槽汚泥処理の平成 26 年度実績は松前町 720kl、全体での構成比は 35.29%、福島町 860 kl、構成比 42.16%、知内町 90 kl、構成比は 4.41%、木古内町 370 kl で構成比は 18.14%で搬入量の合計は 2,040kl で、金額の合計は 979 万 2,000 円、搬入量の対前年度比では、松前町は 8.9%の減、福島町は 14%の減、知内町は 28.6%の増、木古内町は 23.7%の減で全体では 13%の減となっております。

次に、し尿収集の平成 26 年度実績は松前町 8,617.94kl、構成比は 44.78%、福島町 4,163.06 kl、構成比は 21.63%、知内町 1,850.82 kl、構成比は 9.62%、木古内町 4,613.82kl、構成比は 23.97%で収集量の合計は 19,245.64kl、収集実績の構成比は対前年度比では、松前町は 2.3%の減、福島町は 5.7%の減、知内町は 5.9%の減、木古内町も 5.9%の減で全体では 4.3%の減となっております。

ごみ処理の平成 26 年度実績は松前町 393.12 トン、構成比は 34.85%、福島町 224.7 トン、構成比は 19.92%、知内町 304.29 トン、構成比は 26.98%、木古内町 205.81 トン、構成比は 18.25%で処理量の合計は 1,127.92 トン、処理実績の対前年度比では、松前町は 5.9%の減、福島町は 38.6%の減、知内町は 0.6%の増、木古内町は 6.4%の減で全体では 13.6%の減となっております。

なお、福島町の減は粗大ゴミが平成 26 年度より有料化になることで、平成 25 年度での処理量が一時的に増となったものの反動減と思われる。

最終処分場処理の平成 26 年度実績は松前町 327.11 トン、構成比は 34.49%、福島町 196.59 トン、構成比は 20.73%、知内町 213.73 トン、構成比は 22.53%、木古内町 211.07 トン、構成比は 22.25%で処理量の合計は 948.5 トン、処理実績の対前年度比では、松前町は 2.1%の減、福島町は 27.8%の減、知内町は 6.2%の増、木古内町は 1.6%の減で全体では 7.2%の減となっております。

なお、浄化槽汚泥処理実績から最終処分場処理実績まで、全ての処理量の実績が減となっており、この要因は構成町の人口の減によるものと思われます。次の16頁をお開き願います。

構成町別負担金の算出基準表で、3頁でも説明した組合規約によるもので、経費の区分で議会費から消防費まで各構成町の負担率を表にしたものです。

議会費は均等割り、事務局費と監査委員費は均等割り50%と人口割り50%、なお、※印で負担率の基準計数を示しており、この基準を基に算出しておりますので参考に願います。

次に消防本部費は均等割り50%と財政割り50%、し尿処理費から最終処分場処理費は均等割り10%と実績割り90%、し尿処理施設費は均等割り10%と実績割り45%及びし尿収集人口割り45%となっております。なお、地方債の元利償還金は人口割り100%で、最後の消防費については所在する町の負担となっております。そのほかにもその下にありますように構成町で協議して負担割合を決定しておりますので参考に願います。次の17頁をお願いします。

平成26年度の歳入の決算状況で、歳入は2ページで説明したものの内訳でございますので内容の説明は省略させていただきます。次の18頁をお開き願います。

平成26年度の歳出の決算状況で、5ページで説明したものの内訳でございますので内容の説明は省略させていただきます。次の19頁をお願いします。

(9)は消防関係資料でイが救急活動状況、ロは平成27年2月より運航を開始したドクターヘリの搬送状況、ハが火災の発生状況で構成町毎に集計した表です。

カッコが前年度の数字となっており、松前町の救急活動の出動件数は464件で搬送人員が453人、福島町の出動件数は275件で搬送人員が265人、知内町の出動件数は190件で搬送人員が181人、木古内町の出動件数は311件で搬送人員が301人、救急活動の合計では、出動件数1,240件、対前年度比で112件の減、搬送人員は1,200人で前年度より115人の減となっており、各構成町とも減となっております。

次に、ドクターヘリの搬送状況ですが、2月16日からの運航開始で実績はすべて松前町で要請件数、搬送人員は5人となっております。

火災の発生件数は、松前町が5件、福島町が3件、知内町が2件、木古内町が4件、合計14件で1件の減ですが損害額では4,380万4,000円で前年度より2,769万9,000円の増となっており、増の主な要因は知内町の山林火災の損害額でございます。以上で決算説明書の説明を終わります。

それでは続きまして、実質収支、財産調書、基金について説明しますので、別冊の決算書の方の29頁をお開き願います。

決算書29頁です。実質収支に関する調書ですが、地方自治法第233条第5項の規定に基づき提出するもので、1の歳入総額20億9,308万9,000円。2の歳出総額20億7,242万1,000円。3の歳入歳出差引額2,066万8,000円。4の翌年度へ繰越すべき財源はなく、5の実質収支額も2,066万8,000円でございます。次の30頁です。

平成26年度の財産に関する調書です。この調書も地方自治法第233条第5項の規定に基づき決算書と併せて議会に提出するものです。

まず1の公有財産のうち(1)土地及び建物の総括ですが、土地は、この表の左側1番上の本庁舎から下から2番目の山林までは増減ございませんでしたので、1番下の土地合計では決算年度末現在高12万5,230.78㎡となっております。

次に土地欄の右に記載の建物ですが、木造建物の消防施設において、松前消防署の大沢消防器具置場の解体分42.24㎡、建て替え分19.87㎡で差引き22.37㎡が減となっており、木造建物は決算年度末現在高が

1,013.29㎡です。非木造建物に増減はなく決算年度末現在高は14,059.19㎡となり、延べ面積の合計は前年度末で15,094.85㎡から消防施設分22.37㎡が減となり、決算年度末現在の延べ床面積の合計は1万5,072.48㎡となっております。

なお、次の31頁に(ア)行政財産、それと次の32頁の(イ)普通財産は、それぞれ総括表の内訳ですので説明を省略しますので参考に願います。次に33頁をお開き願います。

(2)山林は1番上の所有面積は増減ございませんが、その右側に記載しております立木の推定蓄積量で、前年度末現在高が2,119㎡に実測による増が44㎡で、決算年度末現在高は2,163㎡となっております。次に34頁です。

2の物品ですが、決算年度中の増減は空気呼吸器が福島消防署と知内消防署で6台の増、気象観測装置は松前消防署と福島消防署でそれぞれ交換しておりますので全体の台数に増減はありません。次の35頁と36頁をお願いします。

当組合の基金運用状況ですが、平成26年度渡島西部衛生センター施設整備基金は、決算年度中の増減は現金398万851円が減となり、決算年度末現在高は1億2,644万1,242円、次の頁の石油貯蔵施設立地対策等交付金基金が決算年度中に200万1,647円を積立、年度末現在高は411万9,647円となっております。

なお、次の37頁から40頁は基金の審査意見書と基金の運用状況調書ですので参照願います。

以上で認定第1号の平成26年度決算内容の説明を終わります。ご審議の程、宜しく願い申し上げます。

○議長(溝部幸基) 提案理由の説明が終わりました。暫時休憩を致します。再開は3時10分と致します。

(休憩 14時54分)

(再開 15時09分)

○議長(溝部幸基) 休憩前に引き続き会議を再開致します。提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を行います。6番花田勇議員。

○6番(花田 勇) 直接この決算書に関係があるかどうか疑問もあるんですけども、説明資料の15頁にごみ処理実績というのが載っていますので、これに絡めての質問になるんですけども、いわゆるリサイクルプラザという資源ごみ、不燃ごみとそれを処理する所のことで、ちょっと質問をさせていただきます。あの施設は平成15年に本格的に稼動しました。そして10年後の25年度、この間のごみの排出量というのはわかりますか。分からなければ調べるというのは時間が掛かるとお思いますので、私が調べた結果では平成15年の稼動した年は2,238トンです。そして10年経った25年には1,400トンです。37.4%の減であります。こういう状況の中でですよ、処理施設の委託者の人員が減になったり、増になったりというようなことをやっていますか。そこまず1点伺いたい。

○議長(溝部幸基) 坂口稔事務局長。

○事務局長(坂口 稔) 今議員お尋ねの平成15年からの人員でございますけども、手元には今詳しい資料がございませんけども、私が来ました6年前から現在まで人員の変化はございません。7人での委託は続けております。

○議長(溝部幸基) 6花田勇議員。

○6番(花田 勇) 昨年26年度に、あの施設は夏の時期が一番忙しいんだと聞いています。その7、8、9月の中で、3人の委託人が順次辞めております。これを何ヶ月も補充しなかったという話も聞いて

おります。それからですね、あそこの勤務時間はどうなんだと、ということはあそこは松前町、福島町勿論東のほうへ、函館方面へ走る場合はずっと通るわけですね、常に松前方面、本町に向かった方のシャッターは見えますけども、あそこは何時から始まって、何時で終わっているんだと何人も町民から聞きました。朝8時半過ぎに行くとシャッターは開いているけども、夕方4時過ぎて帰るともうシャッターが閉まっているのではないかと、何時から何時までが就業時間なんだと8時半から5時だったら、そんなに暇なら、そんなに人がいるのかというような苦情も聞きます。それから再任用の方もおりますよね、この人はその時期、時期に山菜採りに休んだり、随分相当数休んでいると、それでまともに給料を貰っているのかという苦情も入っています、だからその辺がどう管理されて、どうなっているのかということだと私は思います。ただですね、やはり人員、それらに人員に余裕があるのだったら当然人員を削減するべきだと思います。その分ですね、4町が決して財政的に豊かじゃないと思います。その負担を軽減するためにもですね、ここばかりでない、4つも5つも施設があるんですからしっかりと管理をしてですね、余分な人員削減、余分な人員を置かないようなことを考えてはどうかと私は思うんですけども、いかがですか。

○議長（溝部幸基） 田中一郎衛生センター長。

○衛生センター長（田中一郎） リサイクルプラザの委託先の勤務時間なんですが、私共と同様8時30分から午後5時までの勤務時間となっております。受け入れにつきましては、8時30分から9時までが準備時間ということで、一応町政広報、当組合のホームページ等では9時から16時、午後4時までの搬入をお願いしております。あとの場内の清掃、翌日の準備等を含めまして午後4時までの搬入をお願いしているところです。この7名の配置ですが、運転員という職名が4名、それから選別作業員という職名が3名で運転しておりまして、搬入が重なる時間には、この人数でもヤードが決して広くないものですから、一時堆積場とかがなく、速い時間で処理しなければならないということで、現在の量でもぎりぎりの人員ではないかなというふうに思っております。先ほど仰られた再任用の人間ですが、こちらのごみ処理施設、リサイクルプラザには再任用の職員はおりません。今年の初めから再任用職員が1名発生しましたが、これについてはし尿処理施設に2名派遣している内の1名が再任用職員となっておりますが、休暇等については特に多くなっているということは無いというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（溝部幸基） よろしいですか。その他質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号について、認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立全員であり、認定第1号は認定することに決しました。

◎議案第1号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

○議長（溝部幸基） 日程第7 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○**事務局長（坂口 稔）** それでは、議案第1号から第4号につきましては、定例会議案と議案説明資料で説明をさせていただきますのでお手元にご用意願います。まず、定例会議案の1頁をお開き願います。

議案第1号、北海道市町村総合事務組合同規約の変更について。地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。平成27年9月7日提出、渡島西部広域事務組合管理者職務代理者副管理者。

変更の内容については、別冊の議案説明資料で説明をさせていただきますので、議案説明資料の1頁をお開き願います。それでは、議案説明資料の1頁でございます。

議案第1号関係、北海道市町村総合事務組合同規約の変更について。1の提案の理由についてでございますが、構成団体について6団体の脱退と1団体の加入に伴う北海道市町村総合事務組合同規約別表第1の変更を協議するため並びに共同処理する第1項から第7項までの事務について、5団体の脱退と18団体の加入及び共同処理する第9項の事務について、6団体の脱退と1団体の加入に伴う同規約別表第2の変更をするため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を得るものであります。

2の変更の内容について、次の2頁をお開き願います。北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約新旧対照表です。左側が現行で右側が改正案で示しており、左側現行の別表第1（第2条関係）で、支庁名の石狩振興局16、その右側市町村一部事務組合及び広域連合の欄において、太字で示しております道央地区環境衛生組合が脱退し、改正案では15に、その下の渡島総合振興局17の南渡島青少年指導センターが脱退し16に、さらにその下の十勝総合振興局28の東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合の4組合が、とちか広域消防事務組合となるため25の団体となるものです。

また、別表第2の第3条関係の共同処理する事務の1項から7項では東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合が脱退し、音更町から浦幌町までの18の団体が新たに加わるものです。次の3頁です。同じく別表第2の第3条関係の9項で、道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合、東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合が脱退し、とちか広域消防事務組合が加入するものです。それでは説明資料の1頁にお戻り願います。

3の施行期日について、この規約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）十勝総合振興局（25）の項中の改正規定（「、とちか広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2（第3条関係）9の項の共同処理する団体欄中の改正規定（「、道央地区環境組合」、「南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「、とちか広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から施行する。

以上で議案第1号の説明を終ります。ご審議のほど宜しくお願い致します。

○**議長（溝部幸基）** 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）** 質疑なしと認め、質疑を終ります。討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基) 起立全員であり、議案第1号は可決致しました。

◎議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等
組合格約の変更について

○議長(溝部幸基) 日程第8 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○事務局長(坂口 稔) それでは、定例会議案の2頁をお開き願います。

議案第2号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。地方自治法、(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。平成27年9月7日提出、渡島西部広域事務組合管理者職務代理者副管理者。

変更の内容については、別冊の議案説明資料で説明をさせていただきますので議案説明資料の4頁をお開き願います。

議案第2号関係、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

1の提案の理由について、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約第1条の整備、また、道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合の脱退に伴い、規約別表第1を変更するため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を得るものであります。

2の変更の内容について、次の5頁です。北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約新旧対照表です。左側が現行で右側が改正案で示しており、左側現行の第1条は文言の整理です。

その下の別表第1は、先程議案第1号で説明しました、北海道市町村総合事務組合格約の一部変更と同様に、道央地区環境衛生組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合及び南渡島青少年指導センター組合が脱退し、新たにとから広域消防事務組合が加わるものです。それでは説明資料の4頁に戻しまして。

3の施行期日について、この規約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

以上で議案第2号の説明を終ります。ご審議のほど宜しくお願い致します。

○議長(溝部幸基) 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。11番又地副議長。

○11番(又地信也) 1点お伺い致します。十勝広域消防事務組合の構成町をお知らせ下さい。

○議長(溝部幸基) 坂口稔事務局長。

- 事務局長（坂口 稔） 先ほど議案第1号で説明をしました、音更町から浦幌町の18の町村と帯広市の1市が加わりまして、19の団体で構成する組合でございます。
- 議長（溝部幸基） 11番又地副議長。
- 11番（又地信也） 構成する町名をお知らせ下さい。
- 議長（溝部幸基） 坂口稔事務局長。
- 事務局長（坂口 稔） 音更町、上士幌町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町と帯広市でございます。
- 議長（溝部幸基） 暫時休憩をします。

（休憩 15時28分）

（再開 15時28分）

- 議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。その他質疑ございませんか。
（「なし」という声あり）
- 議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。
（賛成者起立）
- 議長（溝部幸基） 起立全員であり、議案第2号は可決致しました。

◎議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合格約 の変更について

- 議長（溝部幸基） 日程第9 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
坂口稔事務局長。
- 事務局長（坂口 稔） それでは定例会議案の3頁をお開き願います。
議案第3号、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。地方自治法、(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。平成27年9月7日提出、渡島西部広域事務組合管理者職務代理者副管理者。変更の内容については、別冊の議案説明資料で説明をさせていただきますので議案説明資料の6頁をお開き願います。
議案第3号関係、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

1の提案の理由について、道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が平成27年3月31日解散により脱退し、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から、とちろ広域消防事務組合が加入し、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事

務組合が平成28年3月31日解散により脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合同規約別表を変更すること及び左書きに改めるため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を得るものであります。

2の変更の内容について、次の7頁です。北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約新旧対照表です。左側が現行で右側が改正案で示しており、先程議案第1号及び第2号で説明しました、北海道市町村総合事務組合と北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部変更と同様に、左側現行の別表で、区分の欄の一部事務組合の石狩の道央地区環境衛生組合、渡島の南渡島青少年指導センター組合、十勝の西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合が脱退し、改正案の一部事務組合の十勝の欄にとちか広域消防事務組合が加わるものです。それでは説明資料の6頁に戻りまして。

3の施行期日について、この規約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の(十勝)の項の改正規定(「とちか広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。)は、平成28年4月1日から施行する。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願い致します。

○議長(溝部幸基) 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。2番堺繁光議員。

○2番(堺 繁光) 南渡島青少年指導センター組合が脱退されということなんですけども、どこか違う方の団体に加入されるというような状況があったのでしょうか。

○議長(溝部幸基) 坂口稔事務局長。

○事務局長(坂口 稔) 私共の聞いている範囲では、全くの解散でございます。

○議長(溝部幸基) そのほか質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基) 起立全員であり、議案第3号は可決致しました。

◎議案第4号 消防救急デジタル無線整備工事(消防本部、松前、知内、木古内消防署)請負契約の議決変更について

○議長(溝部幸基) 日程第10 消防救急デジタル無線整備工事(消防本部、松前、知内、木古内消防署)請負契約の議決変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○事務局長(坂口 稔) それでは、議案の4頁をお開き願います。

議案第4号、消防救急デジタル無線整備工事（消防本部、松前、知内、木古内消防署）請負契約の議決変更について。

平成27年第1回臨時議会（議案第3号）において議決を得た工事請負契約について、下記のとおり変更するため、議会の議決付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。平成27年9月7日提出、渡島西部広域事務組合管理者職務代理者副管理者。それでは、議案内容の説明をしますので、別冊の議案説明資料の8頁をお開き願います。

議案第4号関係、消防救急デジタル無線整備工事（消防本部、松前、知内、木古内消防署）請負契約の議決変更について。

1の提案理由について、消防救急デジタル無線整備工事において、知内町小谷石基地局に設置する発電機から停電時、同基地局と矢越山荘への電力供給を予定していたが、町において矢越山荘に非常用発電機を整備することとなったため、発電容量構成を見直し、さらに、松前消防署のサイレン吹鳴子局の仮免許が許可された後に、大沢地区のサイレン吹鳴子局設置場所を変更することに伴い、再度免許申請費用等が発生するため、設計変更により対応すべく、契約金額を変更するものです。

記として、消防救急デジタル無線整備工事（活動波）契約変更比較表です。まず、区分は整備費、構成が消防本部、松前署、知内署、木古内署です。次に平成27年度予算、契約金額の変更前と変更後、最後に差引増減額で示しております。当初予算で活動波分として計上した金額は、消防本部費133万6,000円、松前署1億7,817万4,000円、知内署7,900万2,000円、木古内署3,011万8,000円の合計が2億8,866万円で、次の変更前の現在の契約金額が消防本部費分130万3,104円、松前署分1億6,996万4,440円、知内署分7,536万89円、木古内署分2,873万2,491円の合計で2億7,536万124円です。今回変更したく提案する金額が消防本部費は130万4,135円で、変更前に比べ1,031円の増、松前署1億7,017万3,410円で20万8,970円の増、知内署7,354万7,018円は181万3,071円の減、木古内署2,873万7,641円は5,150円の増となり、全体では変更前の2億7,536万124円から変更後の契約金額として2億7,376万2,204円となり159万7,920円が減額となるものです。

なお、その下の※は、提案理由で説明したものの詳細で、発電機の容量変更で10キロボルトアンペアから5キロボルトアンペアに変更することで、知内署の機器費等は減額されますが、工事に係る間接費等は全体の金額で算出されるため松前署、木古内署分は増額となるものです。

また、松前署のサイレン吹鳴子局の設置場所の変更については、松前署のみが免許申請費用及び印紙代が増額となるものです。その内訳が次の9頁です。上の表が契約変更に伴う負担金の内訳で、変更前整備費A、変更後整備費B、整備費増減Cは先程説明した内容です。

その下は変更に伴う消防本部費1,031円の按分率と負担金の内訳で、その下が増減額の再計となり、Fの変更前構成町負担金は各署の整備と本部の整備を含んだもので、一番下のGは変更後の負担金額を記載したものです。

なお、その下の表は整備費の変更金額を各種目別に示したもので、発電機の変更による金額がBで167万185円の増減、免許申請変更費は松前署分がCで18万6,000円の増、これに伴う消費税の変更額がDで11万8,735円の減、登録諸費用（印紙代含）は消費税非課税となるもので、Eは免許申請変更費と同様で松前署のみ5,000円の追加となり、全体で2億7,376万2,204円となるものです。それでは議案の4ページにお戻り願います。

記として、区分、内容で契約の目的は消防救急デジタル無線整備工事（消防本部、松前、知内、木古内消防署）、変更前の契約金額は2億7,536万124円で、変更後の契約金額は2億7,376万2,204円となり、

変更による減額分は159万7,920円となるものです。契約の相手方に変更はありませんが、支社長が7月1日付けで、久貴谷弘から上田元志に7月1日付けで変更となっております。

以上で議案第4号の提案説明を終わります。ご審議の程宜しくお願いします。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博） ちょっとお尋ねします。今回の変更の中身ですが、知内の場合は発電機の容量が減るということで減額は理解できますし、松前の免許の申請の部分も分かりますが、8頁の説明資料の8頁ですね、一番下段に書いてあります、松前署、木古内署機器間接費が増額となると書いてありますが、これは具体的にはどういうことなのか、この辺何も松前、木古内の部分の機器の接続云々の説明が無かったものですから、この辺について詳しく説明頂きたいと思います。

○議長（溝部幸基） 高田豊消防長。

○消防長（高田 豊） それでは説明をさせていただきます。この機器間接費ということで書いておりますけれども、この費用は機器費と労務費それを基準にして算定がされております。知内町の部分は下がりますけれども、下がった分他の構成町の部分が率で上がるということになります。一つの工事としてやっておりますので全体で率を出しますけれども、知内が下がった分他の部分が上がるということになります。昨年ですね、12月に労務費の錯誤がありましたけど、それと同じことになります。その分が若干ですけど上がった形になります。以上です。

○議長（溝部幸基） 暫時休憩をします。

(休憩 15時43分)

(再開 15時43分)

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

その他質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基） 起立全員であり、議案第4号は可決致しました。

◎議案第5号 平成27年度渡島西部広域事務組合
一般会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基） 日程第11 議案第5号平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○**事務局長（坂口 稔）** それでは議案の5頁をお開き願います。議案第5号、平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）。

平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,414万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億5,704万8,000円とする。

2は省略します。平成27年9月7日提出、渡島西部広域事務組合管理者職務代理者副管理者。

今回の主な補正内容は、先程認定を頂きました平成26年度の決算に伴う繰越金で消費費の還付及び衛生分の基金積立金や按分率の確定に伴う負担金の変更、職員の異動等による人件費に伴う補正が主なものです。

それでは内容について、事項別明細書の歳出から説明をしますので14頁をお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目事務局費23万8,000円の追加。2節給料8万3,000円は職員1名分で昇格によるものです。3節職員手当等7万8,000円、4節共済費7万7,000円も同様です。次の15頁です。

3款衛生費、1項清掃費、1目し尿処理費27万2,000円の減、3節職員手当等で26万1,000円は扶養親族の異動による減、4節共済費も同様で1万1,000円の減です。次の16頁をお開き願います。

同じく衛生費、2目ごみ再生処理費83万2,000円の追加、2節給料5万円は知内町からの派遣職員1名分です。3節職員手当等68万円、4節共済費6万5,000円も同様です。12節役務費3万7,000円は平成28年度に予定しているストックヤード建設に係る建築確認申請手数料です。次の17頁です。

4款消防費、1項常備消防費、2目松前消防署費129万2,000円の減。2節給料は3月31日退職者と10月1日採用予定者の併せて2名分で差引き100万2,000円の減、3節職員手当等も同様で63万6,000円の減は期末や勤勉手当等です。4節共済費も同様で61万3,000円の減、9節旅費40万7,000円は採用者の研修や赴任旅費の追加、11節需用費24万3,000円は当初、救命胴衣購入予算を18節備品購入費24万3,000円で計上しておりましたが、備品の要件を満たさないため、需用費へ同額を組替えし、また新規採用者の貸付被服購入費として20万5,000円を追加するものです。19節負担金補助及び交付金10万4,000円の増は採用職員の消防学校教材費の増と福祉協会負担金の減です。次の18頁をお開き願います。

同じく、4目知内消防署費1,015万8,000円の追加。2節給料は町からの派遣職員1名分で460万円、3節職員手当等も同様で276万6,000円は、扶養手当や期末、勤勉手当等で、住居手当36万6,000円は4月の新採用職員分の減、児童手当は対象者の増によるものです。4節共済費も同様で261万7,000円の追加、12節役務費3万1,000円はドックの検査料、18節備品購入費14万円は制服、19節負担金補助及び交付金4,000円も派遣職員分の追加です。次の19頁です。

4款消防費、2項非常備消防費、1目松前消防団費40万9,000円の追加は18節備品購入費で、活動用備品購入費で防火広報用の視聴覚資器材としてプロジェクタや100インチスクリーンなどを購入するものです。なお、この備品については歳入でも出てまいります。一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業として採択されたもので、40万円が助成金、残りの9,000円が一般財源です。次の20頁をお開き願います。

同じく2目福島消防団費は補正額の増減はございませんが、松前署費の11節需用費と18節備品購入費でも説明しましたとおり、救命胴衣購入予算が、備品の要件を満たさないため、備品購入費から需用費へ

組替えするものです。次の21頁です。

4款消防費、3項消防施設費、2目福島施設費26万2,000円の追加は19節負担金補助及び交付金は日向地区消火栓1基を移設するためのものです。次の22頁をお開き願います。

同じく、4目木古内施設費313万8,000円の追加で、11節需用費36万8,000円の追加は大平地区に設置している防火水槽の給水管が漏水したため、これを止水し、昭和51年に設置した古い管であり、埋め殺しにするためのものです。13節委託料210万円は庁舎耐震改修工事及びアスベスト除去工事实施設計委託料は、昨年度実施した耐震診断により、3階望楼部分が耐震の強度を満たしていないことから次年度以降に改修を予定したく、また一部にアスベストがあることから、これを除去するための工事に係る実施設計を委託するものです。15節工事請負費67万円の追加は、先程需用費でも説明しましたが、大平地区の防火水槽へ新たに200mmの本管から50mmの給水管を布設するものです。次の23頁です。

6款諸支出金、1項前年度会計剰余還付金、1目前年度会計剰余還付金1,547万7,000円の追加で、23節償還金利子及び割引料は前年度会計剰余還付金ですが、先程の認定第1号で議決を頂きました平成26年度の決算に伴う繰越金のうち、衛生関係基金積立金を除いた1,547万7,720円を構成町の持分として還付するもので、当初予算では整理科目として1,000円を計上してございます。

構成町への還付額は先程の決算説明書13頁に記載しておりますので、割愛させていただきます。次の24頁をお開き願います。

同じく、2項積立金、1目衛生センター施設整備基金積立金519万1,000円の追加。25節積立金も、先程の認定第1号で議決頂きました平成26年度の決算に伴う繰越金のうち、衛生部門分については従来どおり基金に519万457円を積み立てするものです。

平成26年度末現在額の各町の持分ですが、これも先ほど説明しましたが、決算説明書13頁と14頁に記載しておりますので、割愛させていただきます。

以上で歳出の説明を終わります。次に歳入の説明をしますので、10頁にお戻り願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目衛生負担金67万9,000円の追加は、し尿やごみ再生処理費等の按分率確定による構成町の負担金変更分と事務局費とごみ再生処理費の人件費の追加分などを計上しております。

1節松前町負担金447万3,000円の追加は、事務局費分から最終処分場処理費分まで負担金按分率の確定と人件費等の増に伴うものです。2節福島町負担金921万3,000円の減は、ごみ再生処理費分と最終処分場処理費分の処理実績による按分率の減によるものです。3節知内町負担金423万円の増。4節木古内町負担金118万9,000円の増は事務局費やごみ再生処理費分などの増による追加です。

なお、組合負担金の按分率確定に伴う平成27年度経費別構成町負担按分表を別冊の議案説明資料の10頁と11頁に添付しておりますので、内容を説明しますのでそちらをお開き願います。

10頁は経費別構成町負担按分表の変更前の当初でございます。11頁は変更後の按分表です。青色の部分が今回変更となった数字でございます。上から3段目の事務局費と監査委員費で人口割、これは下の表で※の負担率基準係数の3段目に人口割※2で4町毎それぞれ掲載しており、当該年度4月1日の住民人口が22,120人となっており、そのうえの前年10月1日の人口割22,518人を変更するものです。

上の表に戻りまして、消防本部費に変更はなく、その下のし尿処理費の実績割、次のごみ再生処理費の実績割、そして最終処分場処理費の実績割がそれぞれ下の色が付いた負担率基準係数として確定したことにより変更されるものです。

なお、下の表の※負担率基準係数の中段での実績割は前年度(26年度)の年間収集実績量で、し尿の合

計が前年度（25年度）20,106.38k0から19,245.64k0、ごみ再生処理で合計1,305.67トンから1,127.92トン、最終処分場の合計で1,022.37トンから948.5トンとそれぞれ確定しております。

これにより10頁の変更前と11頁の変更後の数字を比較・計算したもので、今回青色の数字に基づき負担金がそれぞれ変更・計上されており、事務局費と監査委員費は省略しますが、し尿処理費では松前町の実績割負担率が0.83%増、福島町0.3%、知内町0.15%、木古内町0.38%それぞれ減となっております。また、ごみ再生処理費では松前町2.58%の増、福島町が7.28%の減、知内3.44%と木古内町1.26%の増、最終処分場処理費の割合も同じく松前町1.61%の増、福島町が5.31%の減、知内町2.56%と木古内町1.14%の増は、先ほどの決算認定でも説明しましたが福島町は平成26年度から粗大ゴミの有料化に伴う駆け込み増があったことによる反動での処理量の減となり、この割合で負担金も増減しております。それでは議案の11頁にお戻り願います。

同じく、2目消防負担金1,239万4,000円の追加、1節松前町負担金124万2,000円の減。主に署費分の人件費の減等によるものです。2節福島町負担金28万7,000円の増、事務局費分と施設費の増によるものです。3節知内町負担金1,018万4,000円の増、事務局費分と署費分で主に人件費の増によるものです。4節木古内町負担金316万5,000円の増は事務局費分と施設費分の追加によるものです。次の12頁をお開き願います。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2,066万8,000円の追加。1節繰越金、前年度繰越金で2,066万8,000円の追加ですが、先程の認定第1号で議決を頂きました平成26年度の決算に伴い繰越するものです。歳出でも説明しましたが、還付金1,547万7,720円と積立金519万457円を繰越すものです。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入40万円の追加。1節雑入は先程の支出の松前消防団費で説明した、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金です。

以上で議案第5号の説明を終ります。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

○議長（溝部幸基） 9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博） 19頁の松前消防団の備品購入費についてお尋ねしますが、今の説明ですと100インチのスクリーンとプロジェクタということですが、その使用の目的はどういうことですか。

○議長（溝部幸基） 住吉松前消防署長。

○松前消防署長（住吉政美） 自治宝くじということで、コミュニティーの40万円の助成、女性防災組織であります館浜婦人防火団、ここに対して助成金で先ほど言ったスクリーンそれからプロジェクタそういう名目でもってですね助成を頂いております。一応そういうことで視聴覚資器材を購入ということで予算付けをしております。以上です。

○議長（溝部幸基） 9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博） 質問の趣旨は使用の目的を聞いているのです。何のために買うのか。

○議長（溝部幸基） 暫時休憩をします。

(休憩 16時00分)

(再開 16時00分)

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。住吉松前消防署長。

○**松前消防署長（住吉政美）** 失礼しました。一応、家庭における防火思想の高揚や救命講習などの講習を通じて広く防災活動の充実を図ることを目的として購入するものです。

○**議長（溝部幸基）** 9番伊藤政博議員。

○**9番（伊藤政博）** 多分そういうことだろうと思うんですが、当然それは消防団の活動として予防的な活動として、非常に大事なことだと思っています。そういうことで松前消防署の活動で今後そういうことで取り組むということは非常に良いことだと思うんですが、それでは外の3消防団ではその辺についてどんな活動をしているのか、その辺についてお知らせ頂きたいと思います。

○**議長（溝部幸基）** 暫時休憩をします。

(休憩 16時02分)

(再開 16時02分)

○**議長（溝部幸基）** 休憩前に引き続き会議を再開致します。高田 豊消防長。

○**消防長（高田 豊）** 各消防団の活動については、今署長の方から報告はさせますけども、このコミュニティ事業については、私の方から述べさせて貰います。平成24年に知内消防署の方でも同じような助成を受けまして、消火器具の放射セット、これは署の方で購入をしてございます。それとやはり視聴覚セットを整備しております。昨年は木古内署の方で申請をしましたが、あいにくそちらの方は漏れております。以上です。それでは活動内容については、各消防団ということで消防署長の方から報告させます。

○**議長（溝部幸基）** 中島福島消防署長。

○**福島消防署長（中島昌彦）** 福島消防団の方は、特に助成のほうは考えておりません。以前宝くじの助成ということで、婦人消防隊の可搬型ポンプ、そちらの方の助成は受けております。以上です。

○**議長（溝部幸基）** 浅部知内消防署長。

○**知内消防署長（浅部 正）** 知内ですけども、今消防長が言われたように3年くらい前に購入しております。以上です。

○**議長（溝部幸基）** 澤口木古内消防署長。

○**木古内消防署長（澤口秀喜）** 木古内の方も福島と同じで婦人消防隊の可搬型ポンプを申請しております。あと計画しておりましたが去年無くなりまして、これからまた揉んでいこうという考えで協議しております。以上です。

○**議長（溝部幸基）** 9番伊藤政博議員。

○**9番（伊藤政博）** これは前から私の主張なんですが、色々な取り組みはそれぞれ消防署がですね消防団がばらばらの考え方でやるのではなくて、やはりこういうことに取り組もうとなったら、計画的にですね消防団なり消防署でやって行くと、いうなれば今回コミュニティ事業が当たったから買えるとか当たらなかつたら買えないということではなくて、やはり今言われている地域の皆さんに予防活動についての啓発をしたいということでやっているわけですから、それがそれぞれの消防団が取り組みということで統一的な考え方で、消防本部の勿論統制下の中でそういうことはきちんと行われるべきだと、そういうふうと考えているわけです。今後ともですね、前からの主張でありますけども折角のこの広域事務組合を組織しているわけでありまして、そう言うことでやはり一つの統一的な考え方の基で様々な活動を展開して頂きたいと、そういうふうに願っているところであります。これについては改めて答弁はいりませんが、今後ともやはり統一した考え方で消防長の基で消防活動に邁進して頂きたいと要望して終わります。

- 議長（溝部幸基） 高田豊消防長。
- 消防長（高田 豊） 今ご指摘を受けましたけれども、各署長とこれから協議をしまして統一した消防団活動に努めたいと思います。よろしくお願い致します。
- 議長（溝部幸基） その他質疑ございませんか。
（「なし」という声あり）
- 議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第5号を決することに賛成の方は起立を願います。
（賛成者起立）
- 議長（溝部幸基） 起立全員であり、議案第5号は可決致しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

- 議長（溝部幸基） 日程第12 閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。
お諮り致します。し尿処理施設整備に関する調査特別委員会より、閉会中の継続調査の申し出がありこれを承認致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という声多数あり）
- 議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、ただ今お諮りしましたとおり、継続調査とすることに決定致しました。

◎閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

- 議長（溝部幸基） 日程第13 閉会中の正・副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。
お諮り致します。閉会中、議会において出席又は派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正・副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という声多数あり）
- 議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、ただ今お諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。
なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することに致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という声多数あり）
- 議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

◎閉 会 の 議 決

- 議長（溝部幸基） 以上で、本議会の案件審議は全て終了いたしましたので、平成27年第2回定例会

を閉会致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) ご異議なしと認めます。

◎閉 会 宣 告

○議長(溝部幸基) これをもって閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

(閉会 16時08分)

※衛生センター視察 16時40分から17時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 吉 田 峰 一

署 名 議 員 谷 口 康 之